

# 薬物依存症者への社会的支援

## — 家族からみた薬物依存症と関係機関への期待 —

山口 絵美    西城 春彦    牧野 香織    平井 慎二

IRYO Vol. 62 No. 2 (99-103) 2008

### 要旨

薬物等の依存症については、家族等の周囲の者による適切な対応によって、患者の回復が促進されるといわれている。覚せい剤や大麻、有機溶剤などの規制薬物使用に関する犯罪性と疾病性を家族がどのように認識し、対応をとったのか実態を把握するために、当院（下総精神医療センター）で入院治療を行った患者の家族に対してアンケート調査を行った。また、家族は患者の回復において重要なサポート資源であると考えられるため、医療機関や保健所、警察や麻薬取締部等の関係機関との連携に関して、家族がどのように考えているのかをも問うた。調査においては、家族と疎遠である患者が半数近くおり、家族のサポートが受けられずに生活保護による経済的支援を受けながら、治療や生活をしている状況である患者が多くいた。

また、多くの家族は、薬物乱用には犯罪性と疾病性があることを理解しており、実際の対応として、まずは取締りを優先させた家族が少なからずいたが、薬物依存症の解決のために、処罰ではなく社会復帰を促進する治療が提供されることを望んでいることが示された。

キーワード 薬物依存症, 家族, 回復

### はじめに

わが国において、薬物の多くが法律で規制されている。その乱用は、当然犯罪行為である。また規制薬物は依存症を引き起こすため、治療の対象となる。こうして、規制薬物に依存する者は、犯罪行為者であると同時に疾病罹患者でもある。

現状では、警察や麻薬取締官の取締機関側と医療機関や保健所等の治療側で、この問題に対して連携関係が十分とれていない。そのため、薬物乱用の問題は減少することなく年々深刻化する一方である。

当院には薬物治療専門病棟があり、覚せい剤、大麻、有機溶剤など規制薬物使用により精神症状をき

たした患者が受診に訪れる。その多くは、本人の自主的な受診でなく、幻覚妄想や幻聴が悪化し、保健所や警察からの通報により強制的に入院となるケースである。

当院のソーシャルワーカーは、臨床心理士と協力し、薬物性精神病患者の受診相談の窓口となっている。本人が自ら受診を希望することはほとんどなく、家族からの相談電話が多い。他の精神疾患と異なり、薬物依存症においては、場合によって家族の関わりが規制薬物使用を助長することとなり、回復を望む家族の意に反する結果へつながらることがある。たとえば、覚せい剤を使うために、しばらくはその費用を工面できていたが、貯金が底を尽き、借金をする

国立病院機構下総精神医療センター

別刷請求先：山口絵美 国立病院機構下総精神医療センター 〒266-0007 千葉市緑区辺田町578番地

(平成19年1月23日受付, 平成19年7月20日受理)

Social Support for Persons with Drug Dependency : Drug Dependency from Family's Point of View and Expectation Toward Relevant Organizations

Emi Yamaguchi, Haruhiko Saijo, Kaori Makino and Shinji Hirai

Key Words : drug dependence, family, recovery

ようになり、その借金が返せないと家族に助けを求める。「もう2度としない」という患者の言葉を信じ、家族が借金の返済をしてしまう。すると、また覚せい剤を使用して借金をし、家族に助けを求めるといような問題を繰り返すのである。

しかし、薬物等の依存症は、家族等の周囲の者による適切な対応によって、患者の回復が促進される。私たちは薬物依存症者の大きなサポート資源となる家族に注目した。今まで家族からの相談を聞く中で、多くの家族が規制薬物使用に犯罪性と疾病性があることの問題に直面し、苦悩を感じていることを知った。すでに当院につながっている患者の家族が、この問題に対してどのように認識し、対応したのか実態調査を行った。また、今後家族も含めた連携態勢が必要であると考え、家族の意見を聴取した。

なお、今回の研究における患者は、覚せい剤、大麻、有機溶剤の規制薬物使用者で、その使用により精神病症状あるいは依存兆候をきたした患者を対象としており、その患者の家族に調査協力を依頼した。

## 研究方法

平成18年1月から8月中旬までの間、規制薬物（覚せい剤、大麻、有機溶剤）使用により精神病症状をきたし、入院治療を行った患者の家族に対して、アンケート（表）を用いた聞き取り調査を実施した。入院治療期間が約2カ月の設定で短く、すでに退院している患者も多いことから、直接家族と接触することが困難であったため、以下の2つの方法で行った。

①家族の来院時に、アンケートを提示しながら状況を聞き取る。

②家族に、調査協力依頼文とアンケート用紙を送付し、後日電話により聞き取る。

調査期間は、平成18年7月から9月までの約3カ月間である。

調査の焦点は、以下の3点とした。

①家族が規制薬物使用に対する犯罪性と疾病性をどのように認識し対応したのか。

②家族は、医療機関や保健所に対し、警察等へ通報することを求めているのか。

③家族は、警察や麻薬取締官、裁判所等に対し、治療や社会復帰等につながる対応を期待しているのか。

## 結果と考察

調査対象期間に、入院治療を行った患者は71名。うち生活保護受給中である者は約半数の36名いた。家族と連絡のとれる状態であるケースは50件であり（21件は、家族と音信不通の状態）、うち調査に協力が得られた家族は約半数の25件であった。残り25件の家族に調査ができなかった理由として、以下の3点があった。

①主治医に家族へ調査実施が可能か確認し、治療上の関係で許可が得られず、実施できなかった。

②電話連絡による調査のケースで、連絡がとれなかった。

③調査の拒否。

調査に協力が得られた対象患者の年齢層は、20代から50代であり、30代、40代が大半を占めている。そのほとんどが男性であった。

### 1. 規制薬物を使用した患者との関係（回答者）について

調査の対象となった家族は、主に入院時保護者になっている者とした。患者の親が21件、同胞が4件であった。

対象患者の平均年齢は、約40歳であった。回答者の多くが前記のように患者の親であり、年金生活をしている高齢な者が多く、また患者本人の就労が困難な状況から、生活費や治療費などの経済的支援が非常に困難であることがうかがわれた。このことは、家族が患者を支援していく上で大きな問題の一つとなっていると考えられる。

### 2. 規制薬物使用に気付いた時の対応について

患者が規制薬物を使用した時の家族の対応として、警察等への通報の有無を調査した。これは、薬物乱用の犯罪性について、家族がどう認識し対応したかを問うものである。

結果は、回答件数の約3分の2となる16件の家族が警察等へ通報していた（図1）。やはり、まずは規制薬物使用の犯罪性に着目し、通報が必要と考えた家族が多いことがわかる。通報していなかった家族は8件であったが、放置されていたのではなく、家族から通報していないが警察に逮捕されたケースが1件、当院につながり規制薬物使用が判明し、援助を優先する当院の態勢に従って、通報せず、治療していたケースが7件であった。

表

以下にあるいくつかの質問について、当てはまる項目に○をつけてください。

1. 家族が規制薬物を使用したことを知った時、警察などの取締機関に通報しましたか。

- ①規制薬物を使用したことに、初めて気付いた時、通報した。
- ②規制薬物を使用したことに気づき、何回か乱用しないよう注意したが、やめないで通報した。
- ③通報したことがない。
- ④その他 ( )

・1で①あるいは②を選択した方にお尋ねします。通報した結果どうなりましたか。

- ①捜査を受け、検挙（逮捕）された。
- ②捜査を受けたが、検挙（逮捕）されなかった。
- ③捜査を受けなかった。
- ④その他 ( )

・すべての方にお尋ねします。1の結果に対する現在の心境は。

- ①正しかった
- ②後悔している
- ③どちらとも言えない
- ④分からない

2. 家族が規制薬物を使用したことについて、どのように理解していますか。

- ①規制薬物の使用は、依存に基づく病気であり、犯罪であるという見解は受け入れ難い。
- ②規制薬物の使用は犯罪であるという見解は受け入れざるを得ないが、病人であるという理解の方が必要である。
- ③規制薬物の使用は犯罪である。また、病人であるという理解も必要である。
- ④規制薬物の使用は犯罪であり、病人であるという理解は必要ない。
- ⑤その他 ( )

3. 病院や保健所に初めてつながった時、取締機関（警察、麻薬取締官）への通報に関して、どのような態勢を求めますか。

- ①検挙のため直ちに取締機関に通報してほしい。
- ②今回の規制薬物使用は、検挙されるように通報しないでほしい。しかし、規制薬物乱用を検挙（逮捕）することを職責に持つ取締職員が患者に関わり、強力な法的抑止力が設定されるように取締機関に連絡してほしい。
- ③今回だけでなく、この先、規制薬物を乱用しても通報してほしくない。また、一切連絡もしてほしくない。
- ④その他 ( )

4. 取締処分側の機関に、どのような対応を求めますか。

- ①規制薬物使用者を捕まえて、罰してほしい。
- ②捕まえて罰することも必要だが、治療を提供し、社会復帰訓練をさせてほしい。
- ③捕まえて罰することは、依存症治療に効果がないので、規制薬物使用者は、治療や社会復帰訓練を提供するところに任せるべきであり、取締機関や裁判所は介入しないでほしい。
- ④その他 ( )

5. 規制薬物を使用した方とご関係を教えてください。

- ①両親
- ②兄弟・姉妹
- ③配偶者
- ④子ども
- ⑤その他

6. 規制薬物を使用した家族について、教えてください。

・今までに逮捕歴がありますか。

- ①ある ( ) 回
- ②ない

・今までに規制薬物を使用したことによって、入院したことがありますか。

- ①ある ( ) 回
- ②ない

ご協力ありがとうございました

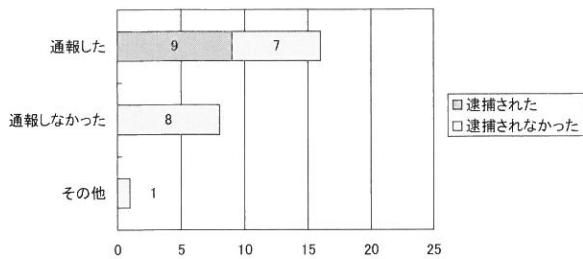


図1 規制薬物を使用に気づいた時の家族の対応

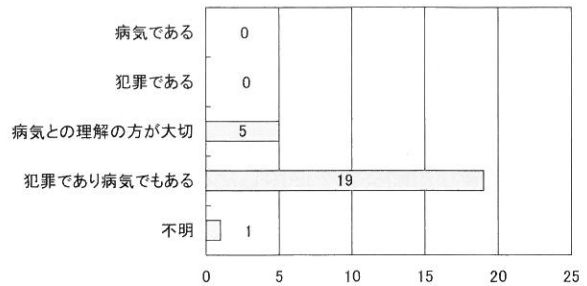


図2 規制薬物使用者に対しての家族の認識

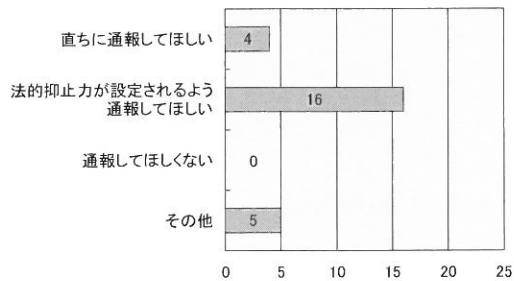


図3 病院や保健所からの通報に関する家族の意見

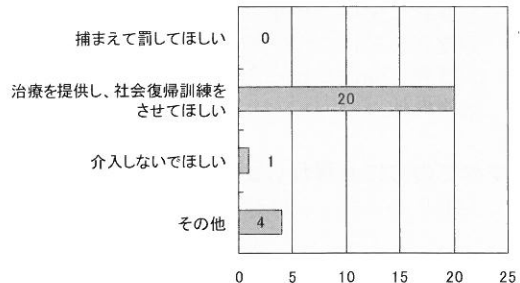


図4 警察、麻薬取締官、裁判所等の機関に求める対応

### 3. 規制薬物使用者に対しての家族の認識

規制薬物使用について、家族の認識を調査した。これは、規制薬物を反復して使用することに犯罪性と疾病性があることをどのように捉えているのかについて問うものである。

結果は、ほとんどの家族が病気と犯罪の両面性があると認識していた(図2)。規制薬物使用の犯罪性が周知されていることはもちろんであるが、検挙された治療につながっても規制薬物の乱用を繰り返す姿をみてきている家族も多く、犯罪性だけでなく疾病性もあると感じているようだった。また、「規制薬物の使用は犯罪であるという見解は受け入れざるを得ないが、病人であるという理解の方が必要である」というものを選択した回答数は5件であった。

### 4. 病院や保健所からの警察等への通報に関する家族の意見

病院や保健所からの取締機関への通報に関する家族の意見を調査した。

当院では、規制薬物使用発見時、尿検査で薬物反応が出なくなった時期に、本人の同意に基づき麻薬取締官(規制薬物乱用を検挙することを職責に持つ)との面接を設定する等の対応をとっている。これは、医療機関が取締機関と同じような役割を担う

と、治療が必要な状態であっても通報を恐れて医療機関への受診を避け、薬物乱用を隠れながら繰り返すといった状況を引きおこすことが予想されるからである。また、麻薬取締官との面接を設定することで、法的抑止力となり、本人が規制薬物から遠ざかる環境を作っていくことができる。調査においては、そのような当院の態勢を選択肢に入れた。

結果は、当院で行っているような法的抑止力が設定されるよう連絡してほしいとの意見が多数だった(図3)。これは検挙されることを心配するというより、規制薬物の使用を何回も繰り返し、問題も繰り返される状況を、何とか解決したいという思いからくるものと思われる。

また通報の有無について聞く質問の中で、通報していなかった家族もいたが、今回の質問において、『通報してほしくない』という回答が0件であったことから、家族は患者と取締機関側がつながりを持つことが好ましいと認識していることがわかった。

### 5. 警察、麻薬取締官、裁判所等の機関へ求める対応

警察、麻薬取締官、裁判所等の機関に求める対応について調査した(図4)。

結果は、捕まえて罰することも必要だが、治療を提供し社会復帰訓練をさせてほしいとの意見が多数だった。家族は、取締処分機関側に対して、規制薬

物に依存しないための治療を提供する等、適切な対応を望んでいると思われる。

---

## 結 論

---

これらの結果から、家族は、医療機関や保健所が警察、麻薬取締官等と協力する態勢が必要であると思っていることがわかった。また、規制薬物乱用に対応するためには、つながりやすい態勢を作る下総精神医療センターの『通報しない』という態勢が、対応につながる有効な手段の一つとなっていることが示された。ただし、それだけでは限界があるため、治療と並行して、取締機関側の強力な抑止力も必要となる。援助側と取締機関側が積極的に協力する態勢をつくっていき、今後、家族も含めた協力態勢をつくることで、より患者の回復へとつながると考えた。

---

## おわりに

---

今回の調査では、家族に焦点を当て調査を実施した。聞き取り調査を行う中で、家族と共に生活をしている患者・サポートを受けることのできる患者の家族については、家族（患者）の規制薬物使用という状況に困惑しながらも、医療機関や取締機関などの関係機関とつながり、回復を望む思いが語られた。そして、規制薬物の使用により問題が繰り返される中でも、問題解決の方法を模索する家族の苦悩が語られた。

患者や家族は、それぞれの個性や人生を持つ生活者であることから、その回復過程は各々異なるであろう。規制薬物乱用者の持つ犯罪性と疾病性をどのように理解し、対応するかについては、当院では職

員が共通の方針を持ち、問題解決を求める家族が相談をしやすい態勢をつくっている。私たちソーシャルワーカーの役割としては、家族の相談窓口となり、家族が薬物依存症について少しでも理解できるように説明し、本人への関わりや生活している地域にどのようなサポート資源があるかについて説明している。そして、医師とも相談した上で当院での治療が適切と思われる患者については、当院の治療につなげている。このような態勢を少しずつ形にしていくことで、家族から十分な聴取を行えるようになり、個々に応じた対応が可能になり、家族が患者の回復におけるサポート資源となるように導くことができるのではないかと考えている。この先、調査を継続することで、薬物依存症者の家族に対し、さらに理解を深めていき、家族も含めた関係機関との連携体制を具体的な形にしていきたい。

本研究の調査は、平成18年度厚生科学研究費補助金を受けた医薬品医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業「薬物需要削減対策における関係機関の連携」に関する研究の一環で行った。

---

## 〔文献〕

- 1) 平井慎二. 規制薬物乱用者への対応における取締処分との連携による援助職としての純化. 日社精医会誌 2003; 12: 55-65.
- 2) 平井慎二. 薬物乱用者への精神科医療における薬物規制法違反への対応のあり方. 精神看護 2006; 9(5): 106-17.
- 3) セルフ・サポート研究所. 薬物依存症 家族のためのハンドブック.
- 4) セルフ・サポート研究所. 回復をめざして 依存症者をもつ家族の体験談.